

---

---

論 説

---

---

## 「共通善の政治学」と社会契約論 (5)

— アメリカとホッブズ・ロックの社会契約論 —

菊 池 理 夫

- (1) はじめに
  - 1 現代コミュニタリアニズムによるロールズの「社会契約論」批判
  - 2 ロールズの世界契約論 (以上 35 卷 3・4 号)
- (2) 1 英米における社会契約論の研究史
  - 2 日本における社会契約論パラダイム (以上 36 卷 3・4 号)
- (3) 1 ロールズによるホッブズ理解と日本のホッブズ評価
  - 2 ホッブズと「共通善の政治学」 (以上 37 卷 3・4 号)
- (4) 1 ロールズによるロック理解と日本のロック評価
  - 2 ロックと「共通善の政治学」 (以上 38 卷 3・4 号)
- (5) 1 ホッブズ・ロックと「アメリカ」
  - 2 アメリカ建国とホッブズ・ロック (以上本号)

### 1 ホッブズ・ロックと「アメリカ」

本稿は、当初の計画にはなかったが、ホッブズとロックが「自然の条件」あるいは「自然状態」の例として「アメリカ」の先住民の生活をあげ、しかもかなり対照的に用いていることから、この2人の社会契約論の相違やその影響力についてあらためて考える必要性を感じたために付け加えることにし

た。このことは「アメリカ」問題がホブズとロックの社会契約論の成立とどのように関係しているかを考えることであるが、さらに彼らの社会契約論が現実のアメリカ合衆国成立やその後のアメリカの発展や拡大とどのように関連しているのかも考えることである。

まず、ホブズが『リヴァイアサン』の第1部第13章において「自然の条件」として、アメリカの先住民が戦争状態にあることに言及している箇所をあらためて引用したい。

アメリカの多くの地域における野蛮人は、自然の情欲に基づいて和合する小家族の統治を除けば、まったく統治を持たず、今日でも私が前にいったような残忍なやり方で生活している。いずれにしても、恐怖すべき共通の権力がないところでは、生活の様式がどういうものになるかということは、以前に平和な統治のもとに暮らしていた人々が、内乱に陥るのをつねとする生活の様式から、見てとることができよう [Hobbes 1996: 89-90 = 1954: 212-3]。

つぎに、先回も取り上げたロックの『統治二論』の第二論文第8章第102節における自然状態の人間として、ヨセフス・アコスタの記述を引用してアメリカの先住民の社会について述べている。

ところで、ヨセフス・アコスタの言葉をそのまま受け取るとすれば、アメリカの多くの地域では統治がまったく存在しなかったという。……もし、そこでは、すべての人間は生まれつき父親あるいは家族の主張に従属しているといわれるとしても、すでに証明したように、子供が父親に対して当然に負うそうした服従の義務は、子供が適当と思う政治社会へと結合する自由を決して奪うものではない。それはともかくとして、こうした人々が実際に自由であったことは明らかであって、今日、ある政治学者たちが、これらの人々のうちの誰かに優越性を与えるとしても、それは彼ら

自身が要求したものではなく、彼らは、同意によってすべて平等であった。したがって、彼らの政治社会は、すべて、人々の自由な結合と、統治者および統治の形態を自由に選択しようとする相互の合意とから始まったのである [Locke 1960: 352-3 = 2010: 412-3]。

両者によるアメリカ先住民の社会の記述を比較したい。ホッブズの「自然の条件」やロックの「自然状態」の例として、「アメリカ」があげられているのは、両者ともにアメリカの多くの地域では「統治」がないと述べているように、「権力」なき条件や状態を描くためのものである。また、両者とも、そこでは自由で、平等な人間が存在していると考えている。しかし、自由で、平等な人間から成る条件や状態としての「アメリカ」の内容は対照的である。まず、ホッブズであるが、アメリカの先住民をいきなり「野蛮人」と断定しているように、当時のヨーロッパ人の「俗説」に基づく記述であると思われる。ロックが依拠したアコスタの『新大陸自然文化史』(1590年)では、インディオ社会の記述の目的として、「インディオに関しての俗説——残忍で、動物的で、悟性を欠くか、その名に値するほどのものを持たない存在だとする誤った意見を論破することである」という [アコスタ 1966: 255]。ホッブズの言う自然の条件では「継続的な恐怖と暴力による死の危険があり、それで人間の生活は、孤独で貧しく、つらく残忍で短い」 [Hobbes 1996: 90 = 1954: 211]。このような戦争状態に「アメリカ」では一般的になっているとホッブズは考えていたことになる。このことは本論文(3)で述べたように、ホッブズの「人間論」からは当然のことである。自由で平等ではあるが、私的欲望によって支配された人間は「恐怖すべき共通の権力」がなければ、平和な状態になることはない。これに対してロックは、「自然状態」では、ホッブズとは異なる意味での自由・平等である人間が、前稿(4)でも述べたように、「アメリカ」では存在していると考えていたことになる。

このロックによるアメリカ像は、現代の人類学に言及してむしろ正しいことを前稿(4)で指摘した。ここでは W.E. ウォッシュバーンの歴史研究からア

メロカ先住民の政治組織とホップズやロックの議論を考えていきたい。彼らの政治組織に対する白人の仮説は、それがまったく「専制的」であるとか、まったく「無政府的」であるとか、両極端に分かれるが、「真理は複雑である」とウォシュバーンはその多様性を強調している〔ウォシュバーン 1977: 58〕。ただ、アズテック帝国のような「絶対的権力の型が、現合衆国領域のインディアン国家の首長によって行使されたのを見つけ出すことは難しい」〔ウォシュバーン 1977: 62〕。先住民の指導者は「強制」よりも「説得」に頼ることが多い〔ウォシュバーン 1977: 59-60〕。彼らの「永続的単位は家族」であり、「親族集団以上に大きな領土的組織」はなかった〔ウォシュバーン 1977: 60〕。チェロキー部族では7つの氏族があり、それぞれの部落の構成員の殺害や傷害に対する復讐が義務づけられていた。チェロキー族部落では「部落協議会」が組織され、男子の部落民はすべて、自由な発言が許された。部落協議会が戦争に関して「満場一致」で決定するが、それに不服なものは引退を表明した。戦争が開始されれば、戦時協議会となり、戦時首長は強制的権限があるが、戦士たちの同意も必要であった〔ウォシュバーン 1977: 63-4〕。このように北米の先住民によって戦争や殺人が行われるとしても、その動機についてウォシュバーンは語っていないが、一定の手続きによって、しかも集団的に解決がなされるのであって、ホップズのいうように戦争状態が常態としてあるのではない。このことはロックのいうように、自由で、平等な人間によって「自由な結合」と、「相互の合意」による政治が行われていたことにより近いと思われる。さらに、アメリカ植民者の記述には先住民が自由で、平等な「連邦共和国」を形成していたと記録しているものがかなりあり、このような先住民の政治がアメリカ建国の際に手本となったという説がある〔グリンデ/ジョンソン 2006〕。この説は学界では少数派であろうが、後で取り上げるアメリカ建国者の一人であるトマス・ジェファソンも、そのことが彼の民主主義論にどの程度、影響を与えたかどうかは別として、アメリカ先住民の政体を共和政体と考えている。

前稿(4)でも述べたように、「共通善の政治学」を批判するホップズの人間

論は「経済人」モデルであるのに対して、ロックも前提としている「共通善の政治学」は権力追求という意味ではなく、アリストテレスのいう「人間は本来政治〔ポリス〕的動物である」という意味での「政治人」モデルに近いと私は考えている。このモデルでは人間は本来「コミュニティ」のもとで、ホブズのように「私的利益」を追求するのではなく、「共通善」（「共益」）を追求する存在である。ところが、人類学や進化理論などを用いて人間本性論を議論する心理学者であるスティーブン・ピンカーは、ホブズの自然状態の人間論は基本的に正しいものと考えている。彼は「社会契約論」の伝統を「社会とは合理的で自己本位な個人によって交渉される取り決めである」と考え、これは現代の経済学の「経済人」モデルであり、「公共選択のコスト・ベネフィット分析の基盤になった」という。さらに、「現代の進化理論はこの社会契約論の伝統にすっぽりおさまる」ともいう [Pinker 2002: 285 = 2004: 下 13]。ただ、ピンカーは「高貴な野蛮人」を主張するルソーよりも、絶えず戦争状態にある残忍な野蛮人を説くホブズを評価している。というのも、人間は太古から暴力的存在であり、戦争をしてきたからである [Pinker 2002: 306 ff. = 2004: 下 51 ff.]。この点については先史時代から現代までの人間の暴力の歴史を扱った近著『暴力の人類史』では、ピンカーは人口比から見て、「前国家状態」にある暴力の方が数量的には多く、文明化が進むほど少なくなっていることを実証的に明らかにしようとしている。ただし、彼は「前国家状態」の記述としては、ホブズもルソーも事実として正しくないと言っている [Pinker 2011: 43 = 2015: 上 89]。ホブズの人間論として、人間には利得・安全・評判という戦争となる原因があることを主張したのは正しいが、「前国家状態」が絶えず戦争状態であったとはいえ、数年ごとに襲撃されたり戦闘に巻き込まれることはあっても……皆で食べ物を囲んだり、歌ったり、物語を語ったり、子育てをしたり、病人の看病をしたりして大部分は平和に暮らしていた [Pinker 2011: 68 = 2015: 上 122]。

ピンカーの人間本性論ではロックにはそれほど言及されていないが、ホブズやルソーに関しては、彼らのように、人間は孤立して暮らす存在で

はなく、対立するときでも集団対集団で行う「社会性生物」である [Pinker 2002: 8, 322 = 2004: 上 31, 下 82]。そういう意味では、ピンカー自身の人間論は純粋に利己主義的で個人主義的な「経済人モデル」ではない。彼は社会契約で形成される「社会は、人々が自分の自律性の一部を犠牲にし、それと引き換えに、他者の自律性の行使による侵害を受けない保障を得ることに同意した時に発生する」という [Pinker 2002: 285 = 2004: 下 13]。たしかに、ピンカーは現代進化理論では「個体……を利するために進化したのであって、コミュニティや種を利するために進化したのではない」と「利己的遺伝子」の主張に基づいて考えているが、同時に「ゲーム理論」の「最適化のテクニック」による「とりわけ、互惠的利他主義 (reciprocal altruism) はまさに社会契約という伝統的な概念を生物学の用語で言い換えたものである」と主張している [Pinker 2002: 285 = 2004: 下 14]。そのために、彼はルソーによる「高貴な野蛮人」を批判するものの、逆にホブズが主張するように、残忍な野蛮人を主張しているわけでもない。

ピンカーも言及している動物社会学や進化理論を倫理学に応用した哲学者ピーター・シンガーは『拡大する円環』において、「互惠的利他主義」が倫理学の基本にあることを指摘しているが、ピンカーと異なって、社会契約説は否定する。その冒頭において、シンガーは「人間は社会的動物である」と主張し、ルソーが自然状態で孤立した人間を描いていることを否定して、社会契約によって人間が道徳性を形成するという主張を問題視している [Singer 1981: 3-4]。また、ホブズの自然の条件の記述では、「倫理学は人間にとって自然のものであることが否定されてきた」ことを批判する [Singer 1981: 23-24]。シンガーによれば、「近親者利他主義 (kin altruism)」が動物にも人間にも自然のものとして認められることから、その利他主義が同じコミュニティに属する仲間への「グループ利他主義」へと拡大し、人間の場合はさらに別のコミュニティに属する人間へにも拡大し、「人類愛」の方向へ向かい、さらに人間は人間以外の生物への利他主義へと進化していくべきであると主張されている。この「互惠的利他主義」とは「啓蒙化された自己利益」と呼ぶ

べきものと思われるかもしれないが、進化論的には「真正な利他主義者」の方が存続する可能性が強いとシンガーは主張している [Singer 1981: 42, 49]。いずれにしても、「コミュニティの拡大が利他主義の拡大に役割を果たすに違いない」 [Singer 1981: 135]。個人的 (私的) レベルでは、生物学的な欲求に従うとしても、集団的 (公的) なレベルでは「拡大する利他主義」は「理性」による倫理的行為である [Singer 1981: 147]。シンガー自身は、他の著作では功利主義的立場をとるというが、個人的利益だけではなく、「他者の利益」にまで拡張された「利益」に対する「平等な配慮」を主張している [Singer 1993: 12 ff. = 1999: 14 ff.]。このようなシンガーの公的な意味での「互恵的利他主義」は、私が考える「政治人」モデルの倫理学にむしろ近く、しかも、近親者の愛情から出発し、それが拡大していくことは、別の箇所でも論じているように、現代コミュニタリアンが拡大されたコミュニティや拡大された「共通善」を説いていることから、彼らの「共通善の政治学」に近いといえる。世界市民の意識から出発し、全世界のために行動しようとするコスモポリタンと異なり、現代コミュニタリアンはまず身近なコミュニティへの「愛着」から出発して、仲間と熟慮しながら、身近なコミュニティのために行動し、その「愛着」が拡大されていき、最終的にはグローバル・コミュニティへの問題まで考え、行動することを主張している [菊池 2014]。

つぎに、17世紀においてはすでにイギリスによる「アメリカ」の植民が始まっており、ホブズとロックが彼らの社会契約論において、この問題について、どのように考えていたか考察していきたい。まず、ホブズであるが、『リヴァイアサン』第2部第22章において、植民地の政治形態はさまざまであるが、ほとんどは君主政体であると述べている。その例として「イングランドから、ヴァージニアやサマー諸島に植民するために、移民団が送られた」ときのことをあげ、ロンドンの合議体によって、植民地の合議体に支配は委任されずに、各植民地に一人の知事を送ったという。というのも、ロンドンの合議体メンバーの「共通利益の統治」は「民主形態よりむしろ君主政形態の統治に委任する」ことが一般的であったからである [Hobbes 1996:

159 = 1964: 113-4]。基本的にイギリスの植民はイングランド人とりわけロンドンの商人の物質的利益の観点から見られているのであって、「アメリカ」における先住民の問題は視野に入っていない。第 24 章でも、「移民たちの権利は……彼らの主権者が、彼らが植民することを権威づけた、その免許または証書に、まったく依存する」と移民の権利が問題になっても、先住民の権利は何ら問題となっていない [Hobbes 1996: 175-6 = 1964: 146]。ホブズは第 1 部第 14 章において、信約をする対象者に関して、「獣と信約を結ぶことは不可能である」という。「なぜなら、彼らは、われわれの言葉を理解しないので、権利のいかなる移行も理解せず受容もしないし、いかなる権利も相手に移行させることができないからである」 [Hobbes 1996: 97 = 1954: 228]。基本的にアメリカ大陸の先住民は社会契約の対象とは考えていないと思われる。

ロックの「アメリカ」観や植民地論については、前稿(4)で指摘したように、三浦永光『ジョン・ロックとアメリカ先住民——自由主義と植民地支配』が批判的に詳細に扱っているが [三浦 2009]、ここでは『統治二論』に即して考えていきたい。『統治二論』の第二論文第 5 章「所有について」の第 34 節では「人間に対して、神は世界を共有物として与えた」が、それは「あくまでも勤勉で理性的な人間の利用に供するため」であった [Locke 1960: 309 = 2010: 332]。しかし、第 37 節において、「改良も開墾も耕作も施されないで自然のままに残されているアメリカの原始林や未墾の荒蕪地」では、「貧しく惨めな人々」がいるという [Locke 1960: 312 = 2010: 337]。第 41 節では、「貧しいアメリカの諸部族」は「自然から豊かな資源、すなわち、食物、衣服、生活の快適さに役立つものを豊富に生産するのに適した肥沃な土地を他のどの国民にも劣らないほど惜しみなく与えられておりながら、それを労働によって改良するというをしない」 [Locke 1960: 314-5 = 2010: 341-2]。第 49 節では、太古では「全世界がアメリカのような状態であった。……どこでも、貨幣というようなものは知られていなかった」ので、個人の所有物を拡大しようとするとはなかった [Locke 1960: 319 = 2010: 350]。このような先住民に対して、第 37 節では、貨幣の発明により、「自分自身の労働によって自



ら土地を占有する人間は、人類が共有する貯えを減少させるのではなく、むしろ増加させる」のであり、イングランドのデボンシャーの土地をその例としてあげている [Locke 1960: 312 = 2010: 337]。また、第 42 節では「確立された自由の法によって、人類の誠実な勤労を……保護し、推奨しようとする賢明で神のような君主」が必要である [Locke 1960: 316 = 2010: 343]。

このような記述に三浦は、ロックが当時、通商移民委員会のメンバーとして活躍していたことから、当時のイギリスによるアメリカ植民地の正当化の議論を見ている。「英国人はけっして先住民の土地を奪い、彼らを貧しくするのではない。むしろ植民者はアメリカ先住民に農業による生産力の増大を教え、彼らの生活を貧困から救う力となるだろうというのである」。この点で植民地建設はロックが主張している「平和と全人類の保全を願う自然法」とは矛盾しないものである [三浦 2009: 62]。また、三浦は、ロックのパトロンであり、カロライナ植民地の特許状を授与された領主の一人であるアシュリー（シャフツベリー伯）とともに作成したカロライナ憲法における、「カロライナのいかなる自由人も、彼の黒人奴隷がどんな見解または宗教を持とうと、その者に絶対的な権力と権限を有する」という条項 [Locke 1997: 180 = 2007: 31] をあげ、このことは『統治二論』の第 7 章第 85 節で、奴隷は「自然権によって、主人の絶対的な統治権と恣意的な権力に服従せしめられる」 [Locke 1960: 340-1 = 2010: 391] ことと整合性もあると指摘している [三浦 2009: 178-9]。三浦によれば、ロックの『統治二論』において「自由主義政治思想と植民地支配論の両方」が矛盾せずに、「統一的な論述」になっているのは、自由主義が「文明国」であるイギリスや当時のヨーロッパの政治に妥当するのに対して、「植民地支配論は文明世界の外部である『自然状態』の地域に対する政策であるという彼の区別（差別）によってである」 [三浦 2009: 203]。

ただし、ロックはアメリカの先住民のもっぱら経済的貧しさについてのみ語っているのであり、彼らの「自然状態」に対して道徳的・政治的に、文明と野蛮という区別（差別）をしていないことに注意する必要がある。すで

に、前稿(4)で述べたように、ロックは政治的・道徳的には進歩主義の立場をとっておらず、経済的発展は「私有財産の不平等」をもたらし、「権原に関する争いや他人の権利への侵害」を引き起こし [Locke 1960: 320 = 2010: 351]、統治や権力の必要性を生じさせたのである。そのような統治や権力が存在しないので、アメリカの先住民は自由で、平等なのである。ロックがアメリカとともに自然状態の例としてあげているのは、古代ローマやヴェネチアであり、現在では共和主義として評価されているものを指している。実際、すでに述べたように、当時の北米の先住民は絶対的な首長のもとではなく、合議体のもとでの連合組織としてあった。また、「アメリカ」が非文明国として、文明国であるヨーロッパよりも道徳的には劣った存在でないことは、『統治二論』の第一論文の第6章第58節でも主張されている。「理性に欠け、教養もない住民が自然に従って正道を歩んでいる森の方が、自ら文明的で理性的であると称しながら、先例の権威に導かれて道を踏み外している人々の住む都市や宮廷よりもわれわれに規範を与える」 [Locke 1960: 201 = 2010: 117-8]。

国際政治思想のデイヴィッド・アーミテイジは、① ヨーロッパを文明の頂点とする、② 進歩主義の観点に立つ、③ ヨーロッパ人の能力を普遍的基準とするという点から「帝國的」と考えるならば、ロックの議論は「帝國的」ではないという [Armitage 2013: 115 = 2015: 164-5]。ただ、それでもアーミテイジによれば、ロックは「リベラリズムと植民地主義をつなぐ歴史的な鎖の決定的な環であり」、「19世紀以前の主要な政治理論家で、ロックほど積極的に理論を植民地に適用したものはいない」 [Armitage 2013: 91, 92 = 2015: 130, 131]。アーミテイジはこの点では、『カロライナ憲法草案』の個人奴隷の支配を述べた次のような条項で「領主以外の現地人または何人からも……購入または贈与またはその他の方法によって、何人もカロライナに土地を保有、または保有権を主張できない」ことを社会契約との関連であげている [Locke 1997: 180 = ロック 2007: 31]。つまり、「契約はイングランド系アメリカ人と先住アメリカ人との間ではなく、イングランド系アメリカ人のなかでのみ成立するという考えの明白な証拠である」 [Armitage 2013: 110 = 2015: 152]。『統治

二論』ではアメリカ先住民との契約や同意の問題については明確に述べていないが、やはりロックは基本的には契約の対象とは考えていなかったと思われる。この問題は一般化すれば、イギリスの植民地支配は主として経済の問題であり、その点では政治的リベラリズムとは矛盾するものではないことを意味している。実際、ホップズも述べているように、イギリスの植民地経営は国王の勅許に基づいて持ち株会社によって始まった経済的支配であった。ロックは基本的にこのような観点からアメリカの植民を考えていたのであり、それがもつばら経済的に先住民にも豊かさをもたらすという正当化である。このことが自由で平等な先住民にどのような結果をもたらすかについては無頓着であり、あくまでも道徳や政治と経済とは別のものとして考えていたと思われる。

ウォルター・ラッセル・ミードによれば、その後帝国化していくイギリス、それを引き継いでアメリカ合衆国が覇権国家となったのは「神と黄金」によってである。つまり、「資本主義の巨大な力」を発展させていくことがアングロ・サクソン人の「宗教的定め」となったからである〔ミード 2014: 31-2〕。ミードはその実例として、ピューリタン革命の指導者オリヴァー・クロムウェルの反スペイン（反カトリック教）の演説とレーガン大統領の反ソ連（反共）の演説とに「深い類似点」があることを指摘し、それは「悪の帝国」に対して、神のために戦争を続行し、すべての人間に圧政からの「自由」を約束するものであった。このことは9・11以後のブッシュ大統領の演説にも認められることである。ただ、このような宗教的・政治的背景には、実際にはクロムウェルによるカトリック教徒のアイルランドへの侵略のように、その土地を奪うという実利が伴うものであった〔ミード 2014: 38ff.〕。私は、このようなアングロ・サクソンの帝国をアーミテジがいうように、「自由の帝国」と呼ぶことができると思う〔Armitage 2000: 101 = 2005: 144〕。このように「自由」を強調すること、とりわけ敵対する国家を「悪の帝国」と呼ぶことは実際にはプロパガンダでしかなく、とりわけ、スペインがアメリカ大陸で原住民を虐待したという「黒の伝説」はアングロ・サクソンによる反スベ

ンのプロパガンダであり、実際にはアメリカ先住民を「冷酷残忍」に扱ったイギリス人と比べると、はるかに「新大陸のインディオに対する三世紀に及ぶスペインの保護と福利厚生のための公的配慮」は優れていたという見方がある [パウエル 1995: 42, 59]。実際、松森奈津子によれば、16 世紀前半に「ルネサンス精神によって再構築されたトマス主義」であるラス・カサスを代表とするサラマンカ学派によって、「インディアス問題」をめぐる、ホッブズやロックのような自国内だけの主権国家論が中心となる「近代国家論」とは別の「もう一つの国家論」が登場した。つまり、その国家論は「終局的には神に由来する法や公共善といった人為を超える倫理的制約」によって、『『未開な』インディオをも、諸民族に共通の法が適用される秩序の内を含めようとするものであった」が、この国家論はその後に忘れ去られたものとなる [松森 2009: 6, 346-7]。私の観点からは、アリストテレス-トマスの「共通善の政治学」や自然法のなかで、人間の普遍的権利が主張されていることになる。私の読みが正しければ、ロックは共通善の政治学や伝統的自然法からアメリカの先住民も普遍的な人間として考察したが、彼らの政治的権利を考察することはなかったと思われる。一般的には普遍的な自然権の尊重を唱え、近代の政治原理となったといわれる社会契約論、とりわけホッブズとロックの議論がアメリカ合衆国の建国にどのような影響を与えたと考えられるのかを次節で見ていきたい。

## 2 アメリカ建国とホッブズ・ロック

アメリカ建国に与えたヨーロッパの思想に関しては論争があり、それ自体大きなテーマであるが、ここではとりわけ、ロックの社会契約論がどのような影響力を持ち、それがアメリカのリベラリズムとどのように関係するかを論じていきたい。1760 年から 1805 年までのアメリカで出版された政治的著述のなかで引用されたヨーロッパの思想家の統計をとったドナルド S. ラッ

ツによれば、最も多く引用されたのはモンテスキュー、ついでブラックストンであり、ロックは三番目に位置するが、1780年代以後は少なくなる。ただ、ラッツの統計からはホブズスの引用はもっと少なく、またルソーの引用はまったくなく、彼らの社会契約論はアメリカ建国にそれほど直接の影響を与えていないように思われる [Lutz 1984]。

ラッツの統計にもかかわらず、現在でもロックの影響を重視する研究が多いが、ロックよりもホブズスが「アメリカ立憲主義の真の祖先である」と重視するフランク M. コールマンの『ホブズとアメリカ』(1977年)がある。彼はその理由として、ホブズスが「リベラル民主主義の原理」を「権利の唯一の源泉が個人の絶対的意志であること」から導き出した点と「リベラル民主主義の国民」にふさわしい「紛争管理 (conflict-management)」という「新しい立憲主義理論」を提出した点をあげている [Coleman 1977: 55]。彼の理解では、ホブズスはリベラル民主主義者であり、この点では私の理解とかなり異なるが、ホブズスの影響は「ロックとマディソンの仲介の影響を通しての伝統」 [Coleman 1977: 54] というだけで、それほど具体的に明らかにしているのではない。ただ、コールマンは自然状態の記述がホブズとロックでは同じものであると考え、「フロンティアは自然状態であり、無制限に獲得・保持できるというロックによって是認された標準的仕方で『勤勉で、合理的に』占有する機会を拡大するものである。ホブズとロックによって描かれた自然の平等性はイギリス社会でよりもより完全に実現された」 [Coleman 1977: 121] と指摘している。この点でのコールマンの主張が正しいのであれば、ホブズとロックの自然状態の記述は、アメリカでは先住民を無視した「平等性」の根拠として使われたことになる。現代では、ホブズスの自然状態の記述は、現代のアメリカのネオコン、ロバート・ケーガンによって戦争状態である国際秩序をアメリカの強大な権力によって平和にするものとして正当化されている [ケーガン 2003: 7-8]。もっとも、ケーガンの主張は「社会契約」の必要性を指摘せず、圧倒的なアメリカの実力を背景にしたものである。

近年ではロックの影響力よりも、「共和主義パラダイム」と呼ばれる古典古代からの共和主義がアメリカ建国に影響を与えたという議論が増えているが、このような動向もふまえながらも、依然としてロックの重要性を説くのが大森雄太郎『アメリカ革命とジョン・ロック』（2005年）である。彼はラッツが統計的に多いとしたロックへの言及の時期、イギリス本国への抵抗運動から独立宣言までの『統治二論』の影響を当時のパンフレットや新聞評論の資料から、以下の3点にまとめている。①「イギリス法制の伝統的な観念である『同意による統治』の観念」。「同意による統治」、「同意による課税」はロックのオリジナルなものではないが、それに「自然権論的な表現」を加え、植民者はそのことを知ったうえでロックの議論として用いた。②『統治二論』第二論文第8章「政治社会の起源について」で示された「移住理論」。植民地人はロックの「移住の自然権の概念」によって、それぞれの植民地がイギリス帝国内の「個別の独立国家」であると主張するようになった。③第19章の「統治の解体について」の「抵抗理論」。植民地が独立を目指す以前から、ロックのいう「統治の解体」や「天への訴え」の訴えが使われ、「独立宣言」においても植民地の「イギリス本国からの分離の正当性」としてロックの抵抗論は使われた〔大森2005: 10-13〕。いずれも、当時の歴史的状況からは当然であるが、本国政府に対してイギリスからアメリカに移住した「イギリス人の権利」の正当化として、『統治二論』は使われたことになる。

例えば②の「移住理論」に関しては、「ブリタナス・アメリカナス」という著者が『ボストン・ガゼット』に寄せた論評で、「最初の定住者たち」は「自然状態」にあり、彼らの望むように社会を創設し、統治権力を設立したので、イギリス国王とその臣民は植民者に対して何の政治的支配権もないと主張した。また、「フリーマン」という著者は『ニューヨーク・ガゼット』において、「アメリカの無人の地域に所有物を得るために」植民し、国王とイギリスのネーション」が契約によって、「彼らの自然権」を保守した〔大森2005: 36-8〕。このような議論を発展させ、ロックの「移住の自然権」の議論を

使って、イギリスとは別個の独立した政治体としたのがリチャード・ブランドの『イギリス植民地の権利の探求』(1766年)である。大森によれば、ブランドの主張は、植民者たちは「自分自身の負担で定住し、『未開人』を放逐・征服し、独力で植民地を発展させてきたという植民地独力定住・発展論に立つ」[大森 2005: 44]。いずれも、アメリカの先住民の存在を無視しているが、先住民の存在を認めた議論もある。セパラティストの牧師ジョン・クリーヴランドは『エセックス・ガゼット』において、移住の権利から植民地国家独立論を唱えるが、その際イギリスからの植民者以前のアメリカ先住民がイギリスとは対等の独立性があったことを強調する。それは植民者がアメリカで「土地を『購入した』」ときに、アメリカの土地が母国イギリスとは何の関係もない自然状態にあったことを主張したいためである。そのためイギリス国王はアメリカに対して何の権利も主張できず、それは「アメリカのどのようなインディアン君主も、イギリスに対して何の権利も主張できないことと同じである」とクリーヴランドは主張する。つまり、植民者は「どのような国家にも服従する状態はなかった」のであり、アメリカ先住民の臣下でもないことを主張したいためである [大森 2005: 109-10]。この点ではサミュエル・アダムズが『ボストン・ガゼット』において、「正当な所有者から土地を公平に購入した」と述べているが、このことは大森によれば、「アメリカ先住民に関する道徳的問題を無視」するためである [大森 2005: 114]。なお、トマス・ジェファーソンは先住民の「征服」を歴史的事実として認めているが、これは大森によれば、「ジェファーソンにとって大事なことは、アメリカ植民地とイギリス本国の関係を説明することであって、イギリスからの定住者と『インディアン諸君主』との関係を整合的に説明することではなかった」からである [大森 2005: 218]。

アメリカ先住民に関する箇所だけを見てきたが、全体的には大森がジェファーソンに関して述べているように、ロックの影響は「アメリカ植民地とイギリス本国の関係を説明する」ためであって、その点でロックの「移住」「契約」「同意」「抵抗」のような概念が用いられたと思われる。結論として

は、大森は『共和主義パラダイム』の有効性を軽視」するものではなく、実際本文においてはロックの影響とは別に、「奢侈」を批判し、「公德心」を説く共和主義的言説も本国政府を批判する際に用いられていることを認めている [大森 2005: 179-80]。また、大森は最近の研究では、「ロックと『共和主義』を引きつけて理解しようとする傾向」があることを認めているが、大森自身はロックと共和主義の伝統は明確に区別しようとし、現在の研究動向は、「アメリカ建国における共和主義的要素も認めながらも、「ロックの重要性を再評価しようとする運動であるという」 [大森 2005: 336-7]。

この点で、アメリカ建国へのロックの影響を理解するために、大森は区別しようとしているが、ロックと共和主義の関係について「ロックと『共和主義』を引きつけて」解釈する議論を見ておきたい。まず、トマス L. パングルの『近代共和主義の精神——アメリカ建国者とロックの哲学の道徳的ヴィジョン』（1988年）である。タイトルや副題にあるように、ロックや建国者の思想が共和主義であるとしても、それを「近代共和主義」と主張するものである。パングルは序論で、アメリカ建国者はロックの著作に彼らの「道徳的ヴィジョン」の3つの支柱、「『自然』あるいは自然の神、プロパティあるいは『幸福の追求』と合理的人間存在としての個人の尊厳」を見出した [Pangle 1988: 2]。このアメリカの哲学は「近代リベラル共和政の土壌に埋め込まれた」ものであると主張している [Pangle 1988: 4]。パングルによれば、「古典的共和主義」は「徳の概念」を強調し、反資本主義的なものとして、18世紀に理解されていた。アメリカ建国に共和主義の主張を見る代表的なものである J. G. A. ポーコックの『マキアヴェリアン・モーメント』も建国者の思想をアリストテレス的・中世的であると述べている [Pangle 1988: 28]。しかし、ポーコックも古典的共和主義の復興者と位置づけているマキアヴェリはむしろ「新共和主義」の立場である。この「マキアヴェリの新共和主義」と「ロックのリベラルな経済・政治思想」が対立するものではないことを当時のアメリカではかなり理解されていた [Pangle 1988: 29-30]。ロックの思想自体は、合理主義的で、個人主義的なものであり、合理主義的で、個人主義的



な「近代リベラル共和政」であるとして記述している。例えば、私が前稿(4)で述べたように、ロックが『統治二論』でしばしば「賢明なフッカー」を引用しているのは、「敬虔で、比較的保守的なイギリスの紳士層としての読者」を説得するためであるにすぎず、フッカーとロックの思想は異なるものであるという理解をしている [Pangle 1988: 32-3]。私が指摘したロックにおける「共通善の政治学」の要素については、パンダはまったく重視していない。

これに対して、マイケル P. ツッカーの『自然権共和政——アメリカの政治的伝統の基盤に関する研究』では、ロックやアメリカ建国者の「新共和主義」を古典的共和主義との伝統のなかで基本的にとらえている。ツッカーによれば、アメリカの政治的伝統は ① 伝統的イギリス立憲主義を主張する「旧ウィッグ」、② 「政治的宗教」としてのピューリタニズム、③ 「共和主義」、④ 「自然権哲学」が混ざり合ったものであるが、ロックの影響を受けた「自然権リベラリズム」を優位とする「新共和主義」である [Zuckert 1996: 7, 95]。ただ、ツッカーはポーコック同様に、ロックのリベラリズム（「ロックの自然権/社会契約リベラリズム」）と共和主義の伝統は対立するものと考えている [Zuckert 1996: 205-6]。このことはジェファースン起草の「独立宣言」によく見てとることができる。その宣言では「人間は本来、あるいは自然に政治的ではない」。その宣言では個人の私的利益が「共通善」に従うことが主張されていない。「共通善は反対に権利と呼ばれる個人の利益のまさに調停された満足である」。また、「自然権哲学では、政治や政治参加は手段でしかない」 [Zuckert 1996: 206]。自然権リベラリズムにおいては、「プロパティも自然権であって、それゆえに政治的機能に特に結びつけられていない」 [Zuckert 1996: 207]。ジェファースンはこのように「自然権哲学の権威ある主張者」であるが、同時に生涯を通して「共和主義者」である。彼は建国者のなかで最も「共和主義の民主主義的異種」を展開し、民主政体が唯一自然権と一致する「唯一の正当的政体」であると主張した。つまり、「ジェファースンは自然権リベラリズムと共和主義との関係を最も深く、最もあらわにした思想家である」 [Zuckert 1996: 210]。このような彼の「強健な民主的共和主

義」は古典的な共和主義と対立するものではなく、「プレモダン」の要素も組み込んだものである [Zuckert 1996: 239-40]。ツッカートによれば、このように理解されたジェファースンの共和主義はアメリカでは完全に実現されているのではない。とりわけジェファースンが主張した「シティズンシップへの責任と政府による略取行為への警戒に訓練を積んだ民衆の精神を活力づけること」を現在のアメリカのシステムは促進していない [Zuckert 1996: 242]。また、共和主義の「手続き的次元」とジェファースンのいう「自己表明的 (expressive)」次元との「緊張感のもとでわれわれは暮らしている」。そして、「リベラルとコミュニタリアンとの論争はこの緊張が持続していることの現代の現れである」と現代の「リベラル-コミュニタリアン論争」に言及している [Zuckert 1996: 243]。

この点で、ジェファースンの新共和主義がどの程度コミュニタリアン的であるかを考えていきたい。ツッカートはロックが新共和主義者かどうかは語っていないが、前稿(4)で私がすでに展開しているように、自然状態は「政治人」モデルで語り、政治的には「共通善の政治学」を唱え、個人の権利を尊重しながらもそれは共通善、公共善のために存在していると主張している点では「コミュニタリアン・リベラル」であると考えている。ジェファースンはロックの自然権哲学の影響を受けながらも、ロック以上に政治参加を重視する「民主的共和主義」を唱えている点では、より現在のコミュニタリアン、とくにマイケルJ. サンドルの主張に近い。私はサンドルがリベラルな共和主義者との論争で、自らの共和主義を「強いバージョン」と呼び、「政治参加・自己統治を共有する」ことを重視するものであると主張したことを論じている [菊池 2011: 151]。また、サンドルはアメリカの伝統として、自己統治を重視する公民的な共和政治を評価する著作を書き、そのなかでジェファースンを高く評価している [Sandel 1996 = 2010, 2011]。私にはこの点で、ジェファースンも「コミュニタリアン・リベラル」ないしは「コミュニタリアン共和主義」と呼べると思われる。

この点を確かめるために、ジェファースンの『政治著作集』 [Jefferson 1999]

を見ていきたい。まず、ホッブズやロックについてどう考えていたかから論じることとする。1816年のある書簡のなかで、ジェファースンはホッブズを批判している。まず、ホッブズの間人論を批判し、「正義と不正義の感覚」が「自然の組織」ではなく、「約束事 (convention)」に基づくという主張を否定している。「人間は社会的交わりのために創造されたが、社会的交わりは正義の感覚なくして、維持されえない」[Jefferson 1999: 143]。この点では、興味深いことに「自然状態」の記述で、アメリカの先住民を例にあげ、ホッブズが記述するような戦争状態ではなく、すでに述べたように共和主義を自然状態の政治と考えるロックに近い議論をより具体的に記述している。「われわれのインディアンは明らかに自然の状態にいて、単独の家族のアソシエーションのもとで暮らし、実定法の権威や承認された長官 (magistrate) に服従しない。各人は自分自身の傾向に従って完全に自由である」。「他人の権利」を侵害する者は軽度の場合は「公論」によって罰せられ、重大な場合はまさかりで処刑される。チェロキー部族では正規の法律、各タウンから選ばれた代表者の政府の確立を熟考していることを伝えている。いずれにしても、アメリカ先住民は「一人の人間の意志に服従することはない」。彼らは「家父長制や王政の統治」ではなく、「共和政」統治から始まっている [Jefferson 1999: 143-4]。基本的にはホッブズがいうように、社会契約によって政治社会が始まるのではなく、ロック同様に自然状態では共和政治が行われていたと考えていることになる。

ロックに関しては、ジェファースンの『政治著作集』のなかで直接言及しているのは短いものだけであるが、重要な思想家であると位置づけていることは確かである。1790年の書簡では「ロックの統治に関する小冊子はできる限り完全なものである」といって、それ以上の説明はない [Jefferson 1999: 261]。ただ、ジェファースンはベーコン、ニュートン、ロックを「三位一体の3人の偉大な人間」と呼んでいる他に [Jefferson 1999: 426 cf. 39]、「独立宣言」に関して述べている1825年の書簡では、「独立宣言」は「アメリカの精神の表明」を意図したものであるが、独創的なものでなく、「アリストテ

レス、キケロ、ロック、シドニーなど」のような見解を表明したと述べている [Jefferson 1999: 948]。アリストテレスとキケロは現在では共和主義の源流とみなされ、ロックとはほぼ同時代のイギリスのアルジェノン・シドニーは共和主義者とみなされている人物である [Cf. 菊池 2011: 35-6]。この3人とともにロックの名前をあげていることは、ロックもまた共和主義的議論をしていると理解しているとともに、ジェファースンの新共和主義は「プレモダン」の伝統も評価したものであることを示していると思われる。最後に、ジェファースンにおけるリベラルな「自然権哲学」とコミュニタリアン的な共和主義を理解するために、ツッカートによれば、もっぱら非政治的な「自然権思想」が述べられているという「独立宣言」(1776年)について考えていきたい(邦訳は高木八尺訳 [ジェファースン 1970] を参照した)。まず、最も有名な一節から考えたい。

われわれは、自明の真理として、すべての人は平等に造られ、造物主によって、一定の奪い難い天賦の諸権利を付与され、そのなかに生命、自由および幸福の追求の含まれることを信じる。また、これらの権利を確保するために人類の間に政府が組織されること、そしてその正当な権力は被治者の同意に由来するものであることを信じる [Jefferson 1999: 102 = ジェファースン 1970: 232]。

神によって与えられたとあるが、人間が自由で平等であることを「自明の真理」としているのは、ロックのいう「自然状態」を考えているからであると思われる。その自由と平等は共和主義的な意味であること、つまりホッブズとは異なる政治的な自由と平等であることをこれまでも述べてきたが、諸権利としては「生命、自由、および幸福の追求」が重視されている。このなかで「幸福の追求」とはロックの議論では財産権に当たるものであり、主として経済的なものである。「生命」はホッブズも述べていた「自己保存の権利」であり、それは人間の基本的権利であり、政治的権利以前の権利であ

る。その点で問題は「独立宣言」において「自由」と述べられている権利である。この点では「正当な権力は被治者の同意に由来する」というように被治者の政治参加を必要とする政治的自由の主張であると理解できる。しかし、後の方で「同意なくして租税を賦課」することを批判していることや、「人民が議会に代表される権利」を国王が奪っていることを批判していることから、もっぱらイギリス的な議会政治が考えられているのであり [Jefferson 1999: 103, 104 = ジェファースン 1970: 233, 234], 民衆の直接的政治参加は、少なくともこの「独立宣言」では主張されていない。ただ、抵抗権に関して、どのような政体であっても「それを変更し、廃止して新たな政府を組織することが人民の権利である」と、抵抗権の主体が人民であることを主張している。また国王批判の冒頭で、法律の目的は「公共善」（高木訳は「一般の福祉」）であることを述べている点からも、「独立宣言」でいう権利はたんなる私的権利ではなく、共和主義的・政治的権利でもあることを示している [Jefferson 1999: 102, 103 = ジェファースン 1970: 232, 233]。ただ、私がとくに問題としたいのは、「独立宣言」でいう権利が普遍的なリベラルの権利であれ、共和主義的な権利であれ、あるいはコミュニタリアンの権利であれ、ここでは「契約」という言葉は使われていないものの、権利を尊重する権力の「同意」の対象として、アメリカの先住民が考えられていたかどうかである。「独立宣言」では、国王批判の最後に、イギリス軍がすべてを破壊することを「戦争の法則」とする「苛酷なインディアン野蛮人」を用いていることが批判されている [Jefferson 1999: 104 = ジェファースン 1970: 236]。ここではイギリス本国政府の批判のためとはいえ、ロックではなく、ホブズのアメ리카先住民の記述に戻っている。コミュニタリアニズムが「他者」を排除するものであることを批判し、ロックを創始者とする、個人の権利を尊重する普遍主義的なリベリズムを評価することは、日本の理解では一般的になっているが、英米のリベリズムはその後の「リベラルな帝国」のもとで、ますます「他者の排除」を行っていく。とりわけ、アメリカは先住民を排除するどころか、その後のフロンティアへの展開のもとで、先住民を殲滅に近い状態まで追い込

んでいった。このような状況に対しては、社会契約は何の意味も持っていない。

#### 参考文献

- Armitage, David [2000] *The Ideological Origins of the British Empire*, Cambridge: Cambridge University Press = [2005] 『帝国の誕生——ブリテン帝国のイデオロギーの起源』平田雅博/岩井淳/大西晴樹/井藤早織訳, 日本経済評論社。
- [2013] *Foundations of Modern International Thought*, Cambridge: Cambridge University Press = [2015] 『思想のグローバル・ヒストリー——ホップズから独立宣言まで』平田雅博/山田園子/細川道久/岡本慎平訳, 法政大学出版局。
- Coleman, Frank M. [1977] *Hobbes and America: Exploring the Constitutional Foundations*, Toronto: University of Toronto Press.
- Hobbes, Thomas [1996] *Leviathan*, ed. Richard Tuck, Cambridge: Cambridge University Press = [1954, 1964, 1982, 1985] 『リヴァイアサン』水田洋訳, 岩波書店 [岩波文庫]。
- Jefferson, Thomas [1999] *Political Writings*, eds. Joyce Appleby and Terence Ball, Cambridge: Cambridge University Press.
- Locke, John [1960] *Two Treatises of Government*, ed. Peter Laslett, Cambridge: Cambridge University Press = [2010] 完訳『統治二論』加藤節訳, 岩波書店 [岩波文庫]。
- [1997] “The Fundamental Constitutions of Carolina,” *Political Essays*, ed. Mark Goldie, Cambridge: Cambridge University Press, pp.160–181 = [2007] 「カロライナ憲法草案」『ロック政治論集』山田園子/吉村伸夫訳, 法政大学出版局, 3–31頁。
- Lutz, Donald S. [1984] “The Relative Influence of European Writers on Late Eighteenth-Century American Political Thought,” *American Political Science Review*, vol. 78, pp. 189–97.
- Pangle, Thomas L. [1988] *The Spirit of Modern Republicanism: The Moral Vision of the American Founders and the Philosophy of Locke*, Chicago: University of Chicago Press.
- Pinker, Steven [2002] *The Blank State: The Modern Denial of Human Nature*, New York: Penguin Group = [2004] 『人間の本性を考える——心は「空白の石板」か』(上)・(中)・(下), 山下篤子訳, NHK出版 [NHK ブックス]。
- [2011] *The Better Angels of Our Nature: A History of Violence and Humanity*, New York: Penguin Group = [2015] 『暴力の人類史』(上)・(下), 幾島幸子/塩原通緒訳, 青土社。

- Sandel, Michael J. [1996] *Democracy's Discontent: America in Search of a Republic Philosophy*, Cambridge: Harvard University Press = [2010, 2011] 『民主政の不満——公共哲学を求めるアメリカ』上, 金原恭子/小林正弥監訳, 下, 小林正弥監訳, 勁草書房。
- Singer, Peter [1981] *The Expanding Circle: Ethics, Evolution, and Moral Progress*, Princeton: Princeton University Press.
- [1993] *Practical Ethics*, second edition, Cambridge: Cambridge University Press = [1999] 『実践の倫理』[新版], 山内友三郎/塚崎智監訳, 昭和堂。
- Zuckert, Michael P. [1996] *The Natural Rights Republic: Studies in the Foundation of the American Political Tradition*, Notre Dame: University of Notre Dame Press.
- アコスタ [1966] 『新大陸自然文化史』下 (『大航海時代叢書』IV), 増田善郎訳, 岩波書店。
- ウォッシュバーン, W.E. [1977] 『アメリカ・インディアン——その文化と歴史』富田寅男訳, 南雲堂。
- 大森雄太郎 [2005] 『アメリカ革命とジョン・ロック』慶應義塾大学出版会。
- 菊池理夫 [2011] 『共通善の政治学——コミュニティをめぐる政治思想』勁草書房。
- [2014] 「コミュニティアニズムとコスモポリタニズムをつなぐ住民」, 岡本仁宏編『新しき主体像を求めて』法政大学出版局, 289–313 頁。
- グリーンデ, ドナルド A. Jr./ジョハンセン, ブルース E. [2006] 『アメリカ建国とイロコイ民主制』星川淳訳, みすず書房。
- ケーガン, ロバート [2003] 『ネオコンの論理——アメリカ新保守主義の世界戦略』山岡洋一訳, 光文社。
- パウエル, フィリップ・ウェイン [1995] 『憎悪の樹——アングロ VS イスパノ・アメリカ』西澤龍生/竹田篤司訳, 論創社。
- 松森奈津子 [2009] 『野蛮から秩序へ——インディアス問題とサラマンカ学派』名古屋大学出版会。
- ミード, ウォルター・ラッセル [2014] 『神と黄金——イギリス, アメリカはなぜ近現代世界を支配できたのか』上, 寺下滝郎訳, 青灯社。
- 三浦永光 [2009] 『ジョン・ロックとアメリカ先住民——自由主義と植民地支配』御茶の水書房。
- ロック, ジョン [2007] マーク・ゴルディ編『ロック政治論集』山田園子/吉村伸夫訳, 法政大学出版局。

